

中央人事行政機関(内閣総理大臣及び人事院)

国公法では、国家公務員の人事に関する事項をつかさどる機関として、中央人事行政機関たる内閣総理大臣及び人事院を規定。

内閣総理大臣

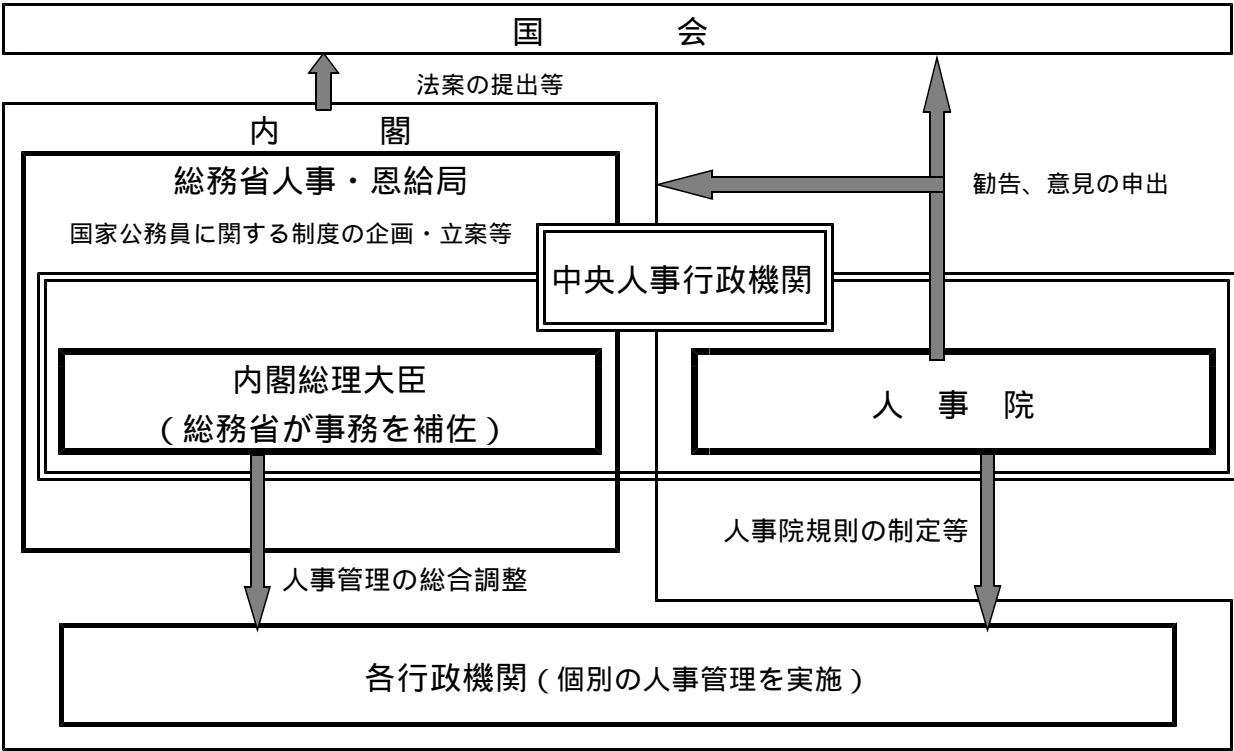
〔所掌事務〕 職員の能率、厚生、服務等に関する事務（人事院の所掌に属するものを除く）各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針、計画等に関し、その統一保持上必要な総合調整に関する事務（国公法第18条の2）。
（総務省設置法第4条第2号において、総務省が「内閣総理大臣を補佐すること」を規定）

人事院

内閣の所轄の下に置き、人事官3人（うち総裁1人）で組織（国公法第4条）。

〔所掌事務〕 給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告、職階制、試験及び任免、給与、研修、分限、懲戒、苦情の処理、職務に係る倫理の保持その他職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務（国公法第3条）。

職務に係る倫理の保持に関する事務を所掌する組織として、国家公務員倫理審査会が置かれている（国公法第3条の2）。



中央労働団体による政府との国家公務員に関する会見等について

担当府省	主な会見等の内容	回数
人事院	人事院勧告、退職手当、調整額、休日休暇、分限、評価制度、勤務実績、特地勤務手当、など	26
総務省	人事院勧告の取扱、評価制度、退職手当、高齢者再任用、など	16
財務省	共済年金、公務員宿舍関係、など	6
行政改革推進本部	公務員制度改革、総人件費改革、配置転換、など	9
厚生労働省	人事院勧告の取扱	1
内閣官房	人事院勧告の取扱	1

注1) これは、連合加盟の国家公務員・地方公務員等の産別組織で組織する中央労働団体（公務公共サービス労働組合協議会＝公務労協）等による会見等の状況を示したものである。公務労協は、組織人員約180万人（平成18年公務労協調）。

注2) 「回数」は、平成18年4月～平成19年3月の公式の「会見」「交渉」「申し入れ」等の数である。

注3) 特独労法適用関係、地方公務員関係の交渉等は含まれていない。

以上